

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり
推進協議会設置要綱

(趣旨)

- 第1条 共生社会（全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。以下同じ。）を推進するための施策を効果的かつ円滑に行うため、京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（平成26年京都府条例第20号）第25条に規定する京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会を、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(協議事項)

- 第2条 協議会の会議においては、次に掲げる事項を協議する。
- (1) 障害者の権利利益の擁護に関すること。
 - (2) その他共生社会の推進に関すること。

(構成)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、知事が必要と認めるときは、協議会の会議にこれら以外の者を出席させて意見を述べさせることができる。
- (1) 別紙に掲げる団体・機関等
 - (2) 前号に掲げる団体・機関等のほか、知事が適当と認める者

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置き、協議会を構成する者（以下「構成員」という。）の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、協議会の議事を運営する。
 - 3 会長に事故があるときは、構成員の互選によりあらかじめ定めた構成員が、その職務を代理する。

(招集)

- 第5条 協議会の会議は、知事が招集し、会長が議長となる。

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月26日から施行する。

平成28年4月1日一部改正

別紙

法務省京都地方法務局
厚生労働省京都労働局
国土交通省近畿運輸局

京都商工会議所
京都府商工会連合会
京都経営者協会

一般社団法人京都府身体障害者団体連合会
京都障害児者親の会協議会
公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会

一般社団法人京都府医師会
一般社団法人京都精神科病院協会
公益社団法人京都府看護協会
京都府高齢・障害者雇用支援協会
京都府社会福祉法人経営者協議会
京都障害者スポーツ振興会

京都府市長会
京都府町村会
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

京都府教育庁指導部特別支援教育課
京都府健康福祉部障害者支援課